

## 鳥取県地域振興部指定管理施設運営評価委員会評価報告書

鳥取県地域振興部指定管理施設運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）として、次のとおり指定管理者による鳥取県立米子産業体育館の管理運営状況を評価した。

### 1 対象施設

鳥取県立米子産業体育館

### 2 指定管理者

公益財団法人鳥取県体育協会（鳥取市東町1丁目220番地）

### 3 指定管理期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日

### 4 評価委員会

(1) 開催日 平成29年8月29日

(2) 開催場所 鳥取県倉吉市内会議室

(3) 評価委員

氏名	所属等
池本 幸雄（委員長）	米子工業高等専門学校 教授
酒井 嘉一（副委員長）	税理士
黒田 多美子	鳥取県スポーツ推進委員協議会 副会長
山下 忍	鳥取県障がい者スポーツ協会 スポーツ指導員

### (4) 評価方法

平成26年度から平成28年度分の指定管理者から提出された事業報告及び各年度の県による評価結果等に基づき、各委員が以下の審査項目ごとに評価を行った。

評価は、「2、1、0、△1、△2」の5段階で行い、5人の委員の平均で決定した。

審査項目	主な審査内容
施設設備の維持管理等	・施設設備の保守管理・修繕 ・施設の保安警備、清掃等 ・事故の防止策、緊急時の対応
利用者サービス	・開館時間、休館日、利用料金等 ・利用者へのサービス提供・向上策、施設の利用促進 ・個人情報保護、情報公開 ・利用者意見の把握・対応
収支の状況	・利用料金の徴収、減免の状況 ・管理運営にかかる収支状況
管理運営の状況	・職員の配置 ・会計事務の状況 ・法令等の遵守

#### 【評価指標】

- 2：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、特に優れた管理運営がなされている。
- 1：協定書の内容を上回るレベルで実施されており、優れた管理運営がなされている。

- 0：おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。  
 △1：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。  
 △2：協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。

(5) 評価結果

ア 評価点数

指定管理者による鳥取県立米子産業体育館の管理運営状況の評価は「1」と決定した。

審査項目	評価点数 (各委員の平均)
施設設備の維持管理等	0.75
利用者サービス	0.5
収支の状況	0.25
管理運営の状況	0.5
総括	0.5

(注) 総括の評価は0.5となり、委員協議の結果、5段階のうち「1」と決定

イ 運営評価委員からの主な意見

(施設設備の維持管理等)

- ・利用者が安全に施設内で活動できるよう事故等の発生を未然に防ぐ努力をし、危険のない状況を確認している。
- ・植栽の維持管理を職員で実施しており、素晴らしい。

(利用者サービス)

- ・トップアスリートの招へい、キッズルームの設置、スポーツ教室の充実など、利用者サービスの向上に努めている。
- ・利用者からの要望、苦情が想定される事項についてあらかじめマニュアル化し迅速に回答できるよう事前対策をしていることが評価できる。
- ・館長杯スポーツ大会など、独自の活動があり好感が持てる。
- ・補助犬のサポートを行うなど、障がい者がより身近で利用しやすいと思えるような取組をされている。
- ・障がい者スポーツ振興として、ひまわり分校と連携し毎年教室を実施している。

(収支の状況)

- ・老人、障がい者等に係る減免措置について、適切に処理されている。
- ・収支計画も概ね計画どおりに達成されている。

(管理運営の状況)

- ・職員の安全管理教育等、よく努力されている。
- ・業務に熟知した職員を配置し、利用者の目線に立った適正な管理運営を行っている。
- ・PDC Aサイクルにより自己評価を行い、外部の方で組織する施設運営委員会を独自に設置し、管理運営に係る評価と意見を求めている。